

## 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

## 今週のことば

## ローカル5G

次世代通信規格の5Gネットワークを大手通信キャリア以外の企業や自治体などがニーズに応じて、建物内や敷地内といった限定したエリアで構築・運用が可能に。

## 今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

12/9(月) 大安	皇后誕生日、臨時国会会期末
10(火) 赤口	源泉所得税の納付期限、ノーベル賞授賞式
11(水) 先勝	
12(木) 友引	イギリス総選挙
13(金) 先負	
14(土) 仏滅	
15(日) 大安	年賀郵便特別扱い開始

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
12/2(月)	23,529 △235	109.59 ▼0.10
3(火)	23,380 ▼149	109.09 △0.50
4(水)	23,135 ▼245	108.47 △0.62
5(木)	23,300 △165	108.88 ▼0.41
6(金)	23,354 △54	108.66 △0.22

## 平成30事務年度における所得税の調査

## ◆61万件の調査で9千億円の申告漏れを把握

国税庁によると、平成30事務年度(平成30年7月～令和元年6月)に実施した所得税の調査件数は、実地調査が7万4千件、簡易な接触(文書や電話、来署依頼)が53万7千件で、合計61万1千件のうち37万4千件に申告漏れ等の非違があり、9041億円の申告漏れ所得金額が把握されました。

なお、申告漏れ所得金額のうち、実地調査によるものは6024億円(1件当たり819万円)、簡易な接触は3017億円(同56万円)となっています。

## ◆海外取引やネット取引等での申告漏れに注意

国税庁では、富裕層や無申告者をはじめ、海外取引、ネット取引などに対する調査を積極的に行っています。また、情報収集を強化するため、今年度税制改正において、高額・悪質な無申告者等を特定するための情報を事業者等に求める仕組みが整備されました(令和2年1月以後に適用)。

◎海外取引……居住者は、海外で得た所得も原則、申告する必要があります。なお、年末時点で5千万円超の国外財産を保有している場合は、「国外財産調書」の提出が義務付けられています。

◎ネット取引……ネットオークションやフリマアプリなどを利用した個人取引や、仮想通貨取引、動画配信、ネット広告などで所得を得た場合は申告が必要です。なお、給与所得者は、給与所得以外の所得が20万円を超える場合、申告が必要となります。

◎金地金等の譲渡……金やプラチナを売却して譲渡益が生じた場合は原則、総合課税の譲渡所得として課税されます。なお、200万円超の取引は税務署に支払調書が提出されています。

■この記事の詳細は、情報BOX201547

## 医療費控除を適用する方は領収書を整理

確定申告(還付申告)により医療費控除を適用する場合は、領収書に代えて「医療費控除の明細書」の提出が必要です(令和元年分まで領収書の添付でも可)。

明細書には「医療を受けた方」、「病院・薬局などの支払先」ごとに医療費の合計額を記入するため、領収書を整理しておきましょう。

なお、健康保険組合等が発行する医療費通知(「医療費のお知らせ」など)を添付した場合は、明細書の記入を簡略化でき、領収書の保存も不要となります。通知の発行時期などは保険組合によって異なりますが、協会けんぽの場合は1月中旬から2月上旬に送付される予定です。

## 来年からハローワークの求人票等が変更

来年1月6日からハローワークの求人票の様式や求人公開方法が変わります。

求人票については、掲載する情報の種類や量が増え、求人情報が詳細になります。また、ハローワーク内に設置されたパソコン(検索・登録用端末)と「ハローワークインターネットサービス」が一本化され、同じ求人情報が公開されるようになります。

これに伴い、利用者は求人条件や事業所情報などの確認や追加情報の登録が必要となります。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】  
①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。  
②記事下のBOX番号を入力し#。  
③取り出し先のFAX番号を入力し#。  
※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 平成30事務年度における所得税調査等の状況

## ◆所得税の調査等の状況

## ◎調査件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

・実地調査の件数は、特別調査・一般調査(※1)が5万件(前事務年度5万件)、着眼調査(※2)が2万3千件(同2万3千件)であり、簡易な接触(※3)の件数は53万7千件(同55万件)となっています。

・これらの調査等の合計件数は61万1千件(同62万3千件)であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は37万4千件(同38万4千件)となっています。

※1 実地調査(特別調査・一般調査)とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数(1件当たり10日以上を目安)を確保して実施しているものです。

※2 実地調査(着眼調査)とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間でを行う調査です。

※3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

## ◎申告漏れ所得金額の状況

・実地調査による申告漏れ所得金額は、6,024億円(前事務年度5,894億円、1件当たり819万円)であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは5,236億円(同5,080億円、同1,045万円)、着眼調査によるものは788億円(同814億円、同336万円)となっています。

・また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は3,017億円(同3,143億円、同56万円)となっており、調査等合計では9,041億円(同9,038億円、同148万円)となっています。

## ◎追徴税額の状況

・実地調査による追徴税額は、961億円(前事務年度947億円、1件当たり131万円)であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは903億円(同887億円、同180万円)、着眼調査によるものは59億円(同60億円、同25万円)となっています。

・また、簡易な接触による追徴税額は233億円(同249億円、同4万円)となっており、調査等合計では1,195億円(同1,196億円、同20万円)となっています。

## ◎譲渡所得の調査等の状況

所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数は2万1千件(前事務年度2万4千件)であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は1万6千件(同1万8千件)、申告漏れ所得金額は1,526億円(同1,482億円、1件当たり734万円)となっています。

## ◎「富裕層」に対する調査状況

有価証券・不動産等の大口所有者などの「富裕層」に対して、実地調査(特別・一般)を5,313件実施し、申告漏れ所得金額は763億円(1件当たり1,436万円)となっています。

## ◎海外投資等を行っている個人の調査状況

海外投資や海外資産を保有している個人などに対して、実地調査(特別・一般)を4,375件実施し、申告漏れ所得金額は849億円(1件当たり1,941万円)となっています。

## ◎インターネット取引を行っている個人の調査状況

シェアリングエコノミー等の新たな分野の経済活動をはじめ、インターネット取引を行っている個人に対して、実地調査(特別・一般)を2,127件実施し、申告漏れ所得金額は264億円(1件当たり1,243万円)となっています。

## ◎所得税無申告者に対する調査状況

無申告者に対して、実地調査(特別・一般)を8,147件実施し、申告漏れ所得金額は1,658億円(1件当たり1,045万円)となっています。

## ◆税務当局による事業者等への情報照会手続の整備(令和元年度税制改正)

1. 現行実務で行われている事業者等への任意の照会について、法令上、国税当局が事業者等に対して協力を求めることができる旨を明確化します。

2. 高額、悪質な無申告者等を特定するため、特定取引者の国税について、更正決定等をすべきこととなる相当程度の可能性があり、他の方法による情報の収集が困難である場合に限り、事業者等に対して情報照会(特定取引者の氏名又は名称、住所又は居所、個人番号又は法人番号)を行うことができることとします。なお、事業者等が不服申立てを行うことも可能です。

※令和2年(2020年)1月1日以後に行う協力又は報告の求めについて適用。